

J R 東海労働組合関西地「申」第6号  
2 0 2 1 年 8 月 2 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 笹田 伸治

### 「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」に関する緊急申し入れ

7月27日、大阪第二運輸所の総務科掲示にて「大阪第二運輸所に勤務する社員が新型コロナウイルスに感染していることが判明した。」と掲出された。

今回の会社掲示は、自所の社員が感染したにもかかわらず、当該社員の勤務形態等の情報開示すらなく従来通りの社員への感染防止対策を求めているだけであり、職場で働く多くの社員には不安が広がっているのが現状である。

過去に感染が明らかになった、東京の運輸所の乗務員、JRCP 社員の感染に対しては的確に情報を開示し、注意喚起を促していたが、昨年12月、当所員の感染の時期から、事実を正確に伝えようとしない姿勢になった。

会社は「マスク着用や消毒による対策を施しているから、過度に心配するな」との主張であるが、対策に万全を期して従事している医療現場でも感染が拡大する中、会社として社員への適切な情報開示と職場での対応に対する問題意識が希薄であり、労働組合として到底看過できない。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

### 記

1. 今回の「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」に対する保健所の指示を明らかにすること。
2. 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明するまでに従事した勤務形態等を時系列等で明らかにすること。
3. 当該社員の「新型コロナウイルス」感染が判明した以降、会社が実施した感染防止対策を詳細に明らかにすること。
4. 昨年、初期段階では会社のホームページで、新型コロナウイルス感染者の「業務に関する概況」が詳細に明らかにされていた。しかし、昨年末の運輸所社員の新型コロナウイルス感染について以降、対応が変わった。今回も含めて今までのプレス発表と同様、現場社員に対し全てを明らかにすること。

5. 当該社員の勤務形態で濃厚接触者の定義に関わる社員は、存在するのか明らかにすること。
6. 会社は、昨年の運輸所社員のコロナウイルス感染が明らかになった件で12月25日の業務委員会において、「感染した社員と一定の接触があったと思われる社員に対しては、個別に通知して体調の確認を行っている」と回答し、特定の社員のみ聞き取りした事実が明らかになった。そして、社員自ら当該社員と接触したと主張した社員からの申告を無視し、取り扱わなかった。この対応は、真実と向き合わない姿勢であり、感染拡大の要因や経路が不明になる恐れがある。即刻改めること。
7. 大阪第二運輸所に従事する全ての社員と、感染した当該社員の勤務上、関係した他職場の社員、その他の希望する社員については、PCR検査を会社の責任において実施すること。  
また、PCR検査に関わる全ての費用は会社が負担すること。
8. コロナウイルス感染拡大が第5波に達しようとする中、2021年8月2日から大阪にも4回目の緊急事態宣言が発令された。通常通りの乗務員に対する定例訓練やスキルアップ等委員会の開催は感染拡大に繋がるものである。当面の間、中止すること。
9. 「新型コロナウイルス感染」に対する隔離期間は、勤務扱いとし「自宅待機」とすること。また、「新型コロナウイルス」に感染した社員が労災を申請する場合は、会社が責任をもって手続きすること。
10. 「新型コロナウイルス」に感染した社員に対するハラスメント行為の防止と、心のケアは会社の責任において万全を期すこと。
11. 8月9日以降のコロナワクチン職域接種の進捗状況を明らかにすること。

以上